

総務委員会

審査内容の報告



市長給料を減額

■嘉麻市市長及び副市長の給料の特例に関する条例

本案は、市長の給料額を今のは85万円から76万5千円に、副市長の給料額を68万8千円から61万9千2百円に当分の間減額するため提案されたものです。

財政再建のためには減額幅を大きくすべきではないかとの質問に対し、特別職や職員の給料にも影響を与えることも想定しこの減額幅とした。また、市長交際費も大幅に減額しており、理解が得られるものと考えているとの回答がありました。

審査の結果、賛成多数で可決しました。

■市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は在任特例後の議員の報酬を32万9千円とするため提案されました。議会は財政の建て直しに積極的な姿勢を示すべきであり、提示金額の2割程度の減額を

85
万
円

望むという意見や、報酬審議会の答申を尊重しながら今後の財政状況の如何によつては、新議会で市長、副市長、議員の報酬について再度論議していただきたいとの意見が出されました。

審査の結果、委員会としては、審議会の答申にある、「旧山田市の報酬額を上限とする」ということを尊重するが、厳しい財政状況を勘案し、今後の報酬について更に議論を深めていただくことを強く要望し、賛成多数で可決しました。

企画財政委員会

審査内容の報告



合併による構成団体数の減少

■福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減

本案は、市町村の合併による福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減に関しては、関係地方公共団体と協議することとなつていて、そのため、地方自治法第290条の規定により、提案されたものです。

執行部より、平成19年1月29日付けで、山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町が廃止され、その区域をもつて「みやま市」が設置されたことに伴い、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数が増減したとの説明がありました。

審査の結果、今回の変更は合併による構成団体数の増減に伴うものであり、出席者全員で可決しました。

■福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更

本案は、地方自治法の一部が改正され、市町村において収入役を

審査の結果、今回の変更は地方自治法の一部改正に伴う関係規約の所要の整備を図るものであり、出席者全員で可決しました。



